横浜市
新横浜駅周辺地区
道路特定事業計画

― 概 要 版 ―

平成１２年１１月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（通称：交通バリアフリー法）」が施行されました。

これを受け横浜市では、都心・副都心の主要駅周辺地区で基本構想の策定を進めています。そこで「新横浜都心」に位置づけられている、新横浜駅周辺地区を対象とした「新横浜駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」を平成１８年８月に策定しました。

道路局では、この基本構想の実現に向け、事業の内容や実施予定期間を定めた「道路特定事業計画」を策定しました。今後、この計画に基づき事業を実施していきます。

道路特定事業計画とは

交通バリアフリー法は、高齢者や身体障害者等の公共交通機関を利用した移動に係わる身体の負担を軽減し、その移動の利便性及び安全性の向上を図るため「旅客施設及び車両のバリアフリー化」と「重点整備地区のバリアフリー化」の２つの大きな柱によりバリアフリーを推進するものです。

「道路特定事業計画」とは、基本構想で定められた重点整備地区内において、道路管理者が基本構想に沿って以下の事項を定めるものです。

○道路特定事業を実施する「道路の区間」
○区間ごとに実施すべき道路特定事業の「内容及び実施予定期間」
○その他道路特定事業の実施に際し「配慮すべき重要事項」

※重点整備地区とは：利用者が相当数である鉄道駅などの旅客施設を中心としたおおむね５００mの範囲（徒歩圏）に公共施設、福祉施設などの主要な施設が立地している地区で、重点的・一体的にバリアフリー化を実施していく区域

旅客施設及び車両のバリアフリー化

公共交通事業者は、鉄道駅等の旅客施設の新設・大規模改良、車両等の新規導入の際には、バリアフリー化を義務付けられています。また、既存の旅客施設、車両のバリアフリー化については努力義務となっています。

重点整備地区のバリアフリー化

市町村は、一定規模の鉄道駅等の旅客施設を中心とした地区を重点整備地区として設定し、その地区を対象に、旅客施設や道路等のバリアフリー化を推進するための「交通バリアフリー基本構想」を策定することができます。

↓

横浜市新横浜駅周辺地区交通バリアフリー基本構想（平成１８年８月策定）

鉄道等の旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ、一体的に推進するため、重点整備地区の区域、バリアフリー化を図る経路、実施すべき事業の内容等を定めています。

↓

公共交通特定事業	道路特定事業	交通安全特定事業	その他の事業
・公共交通事業者が基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施	・各道路管理者が基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施	・都道府県公安委員会が基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施	・駅前広場、通路等一般交通の用に供する施設について必要な措置 ・駐車場、公園等の整備等

↓（道路特定事業）

横浜市による道路特定事業計画
（新横浜駅周辺地区道路特定事業計画）

2009 横濱開港150周年

環境行動都市へ向け ハマっ子が行動します！ ヨコハマはG30

道路特定事業の整備方針

■目標年次・・・・・・「特定経路」については、平成２２年までに整備を実施します。　（※経路の種別については後述の「重点整備地区とバリアフリー化を図る経路」を参照してください）

■整備レベルの設定・・平成２２年までに重点的・一体的にバリアフリー化を図るため、地域特性や周辺沿道状況を考慮して、部分的な改修等によりバリアフリー化に向けた整備を実施します。
なお、効果的な整備を実施するために、他事業者との連携や整合を図るとともに、歩行空間の連続性に配慮して整備レベルを決定しています。

■整備基準・・・・・・「道路の移動円滑化整備ガイドライン」及び「よこはまの道　バリアフリー整備ガイドライン（横浜市）」を基本とした整備を実施します。

道路特定事業の整備計画

重点的・一体的にバリアフリー化を図るため、事業を実施する経路について、次のとおり計画を示します。
なお、より実効性のある計画にするため、他事業者との調整や予算等により計画の見直しを実施することがあります。

●個別経路の事業計画　●道路特定事業計画の対象経路　●その他の取組み内容

個別経路の事業計画

事業路線・箇所		事業内容と事業量																	事業実施予定期間					事業実施に際して配慮すべき重要事項
経路名 事業区間	道路延長（m）	経路種別		歩行空間の確保		道路構造の改修						視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				その他							
							歩道の部分改修																
		特定経路	準特定経路	歩道の新設	歩道の拡幅	全面改修	段差・すりつけ勾配の改修	横断勾配の改修	縦断勾配の改修	舗装材の改修	排水施設の改修	経路誘導の連続敷設 新設	経路誘導の連続敷設 改修	交差点部等の部分敷設 新設	交差点部等の部分敷設 改修	案内標識の設置	車止めの改修						
				m	m	m	箇所	箇所	箇所	㎡	箇所	m	m	箇所	箇所	箇所	箇所	H18	H19	H20	H21	H22	
①環状２号線 神奈川税務署前～太尾新道、太尾新道～宮内新横浜線、レンガ通り～スタジアム通り	1,140 (170m整備済)	●				430	5						875	2	17	3	14	■	■				・電線共同溝整備と調整を図り実施 ・新横浜駅北口周辺地区総合再整備事業と調整を図り実施
②市総合保健医療センター前 浜鳥橋～市総合保健医療センター	170	●					2					80			2				■				・市総合保健医療センター、市総合リハビリテーションセンターの協力が必要
③横浜労災病院前 浜鳥橋～さんかく橋	200	●						2											■				・横浜労災病院の協力が必要
④アリーナ通り 横浜アリーナ～西ゲート橋前-1	890	●					22		1			630			22		22	■	■	■			
⑤レンガ通り 新横浜駅前広場～新横浜駅前公園	350 (50m整備済)	●				110							250		5		4		■	■			
⑥スタジアム通り 環状2号線～浜鳥橋	350	●					4								5		5			■			
⑦太尾新道 環状2号線～横浜港北地方合同庁舎	250	●													6					■			
⑧しんよこはま地域活動ホーム前 太尾新道～港北スポーツセンター	300 (50m整備済)	●					4					210			4	1				■			
⑨横浜アリーナ前 環状2号線～新横浜中央通り	180	●					2					75			4						■		・横浜アリーナの協力が必要
⑩新横浜中央通り 太尾新道～横浜アリーナ前、横浜アリーナ前～西ゲート橋前-2	1,240 (950m整備済)	●					11								11		11				■		
⑪西ゲート橋前-１ アリーナ通り～新横浜中央通り	80	●					4								4							■	・歩道の有効幅員確保のため、機会を捉えて整備の検討が必要
⑫西ゲート橋前-２ 新横浜中央通り～新横浜駅前公園	120	●					6								6		6					■	・歩道の有効幅員確保のため民間事業者の協力が必要 ・機会を捉えて整備の検討が必要

道路特定事業計画の対象経路

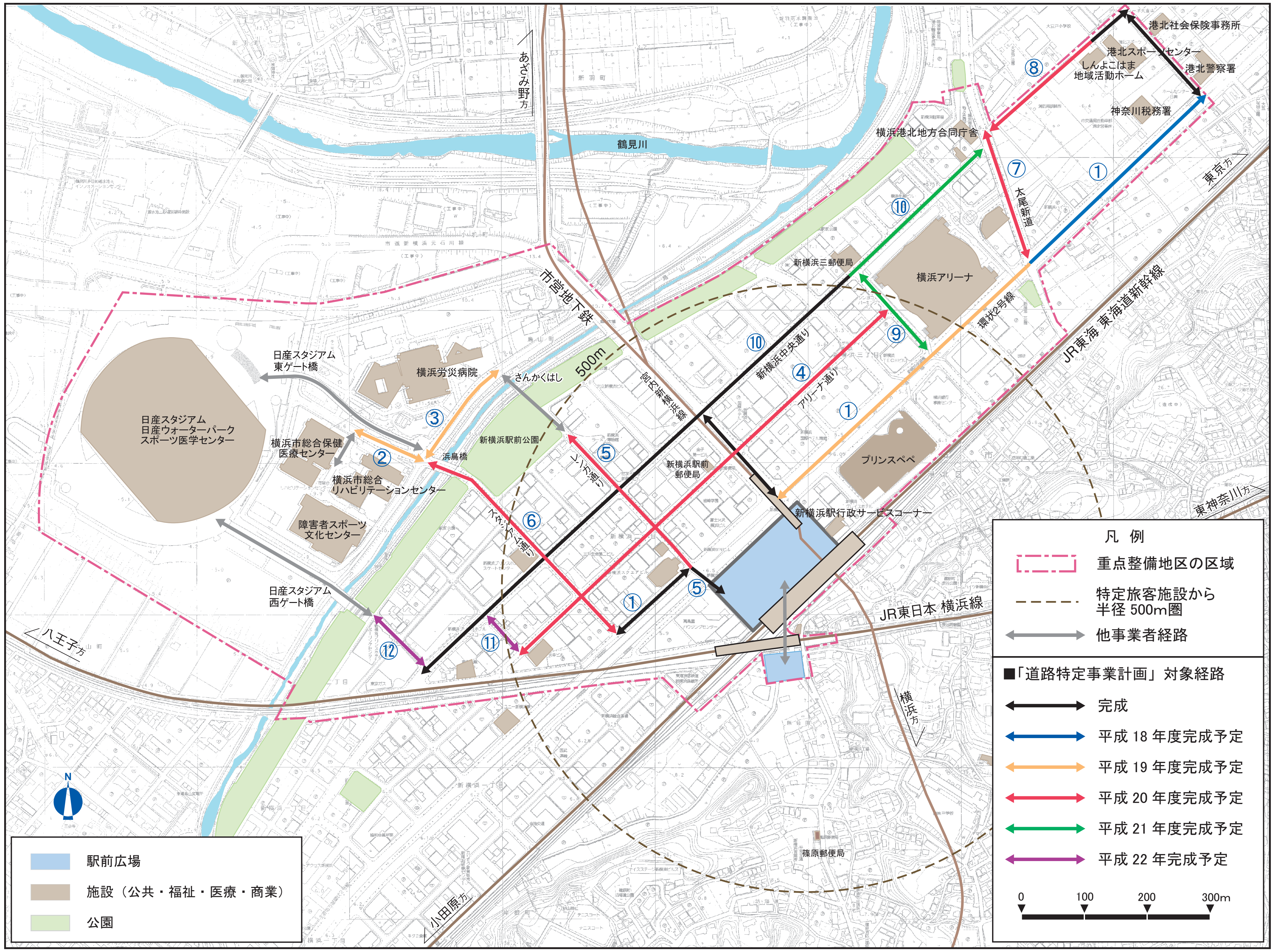

その他の取組み内容

「道路特定事業」により、バリアフリー化を図る対象経路が有効に活用されるためには、沿道をはじめとする市民の皆様の協力が不可欠です。

道路管理者として取組む内容について右に示します。

○市広報誌やホームページ等を活用して、バリアフリー化の事業実施状況や取組みについて情報提供を行います。

○移動の妨げとなる道路の有効幅員を狭める不法占用物件や違法駐輪等については、沿道の皆様の協力や自転車利用者等のマナーが大切であり、今後とも指導、撤去、自転車駐車場利用促進の呼びかけ等を行います。

○放置自転車対策として、行政、市民や鉄道事業者等の役割分担等を示した「横浜市自転車等対策事業指針」を策定し、推進します。

道路の移動円滑化整備ガイドラインの主な整備基準

■歩道有効幅員

・歩道の有効幅員は２ｍ以上確保する。

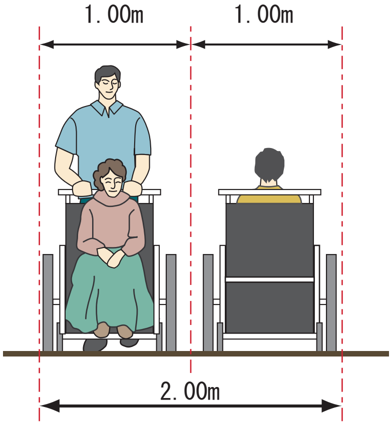

■舗装材

・歩道等の舗装は、平坦で滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとする。

・歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とする。（透水性舗装等）

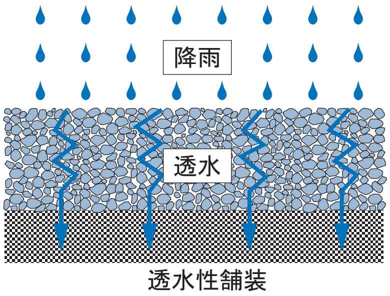

■歩道構造

・横断歩道に接続する歩道の段差は２cmとする。
・横断歩道の接続部においては平坦部を設ける。
・歩道の縦断勾配を５％以下とする。
・歩道の横断勾配を１％以下とする。

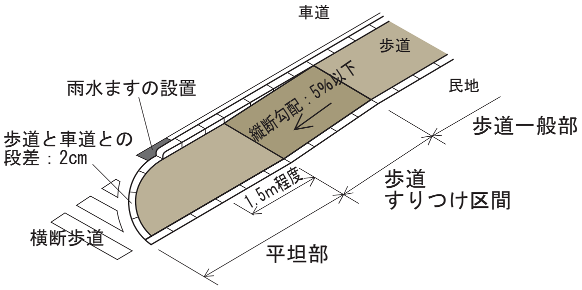

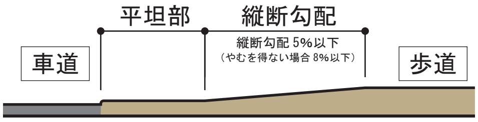

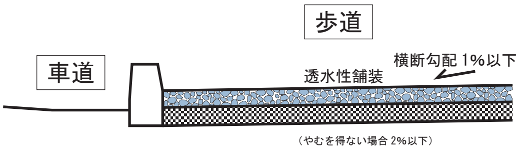

■視覚障害者誘導用ブロック

・視覚障害者誘導用ブロックの色は、原則的に黄色とする。（周囲の路面に対して容易にブロック部分が識別できるように舗装材の色について配慮する。）

・交差点、横断歩道、立体横断施設の昇降口、指定施設の出入口等に面する歩道、バス停、タクシー乗降場、障害物の回避などに設置する。

・区役所、図書館、市が設置する全市一館施設その他これに準ずる広域的な利用の総合病院等から、最寄の駅、バス停への経路には視覚障害者誘導用ブロックを連続的に敷設する。

視覚障害者誘導用ブロックの設置例

道路特定事業計画の推進にあたって

「交通バリアフリー法」に基づき進める道路整備は、平成２２年までに重点的・一体的にバリアフリー化を図るため、一人一人がお互いを理解するとともに、すべての人が安全で快適に移動できる歩行者空間ネットワークの形成を目指しますので、皆様のご協力をお願いします。

重点整備地区とバリアフリー化を図る経路

平成１８年８月に策定された「横浜市新横浜駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」において、「特定経路」と「準特定経路」が定められています。

■特定経路

・原則として、平成２２年までに「交通バリアフリー法」に基づく基準等に沿った整備を実施する経路

・現段階において、「横浜市福祉のまちづくり条例」の整備基準に基づく整備がなされており、高齢者、障害者等の円滑な移動に特に支障のない経路

■準特定経路

・基本構想等の検討で確認された課題について、今後、補修の機会等を捉えて、バリアフリー化に向けた整備に取組む経路

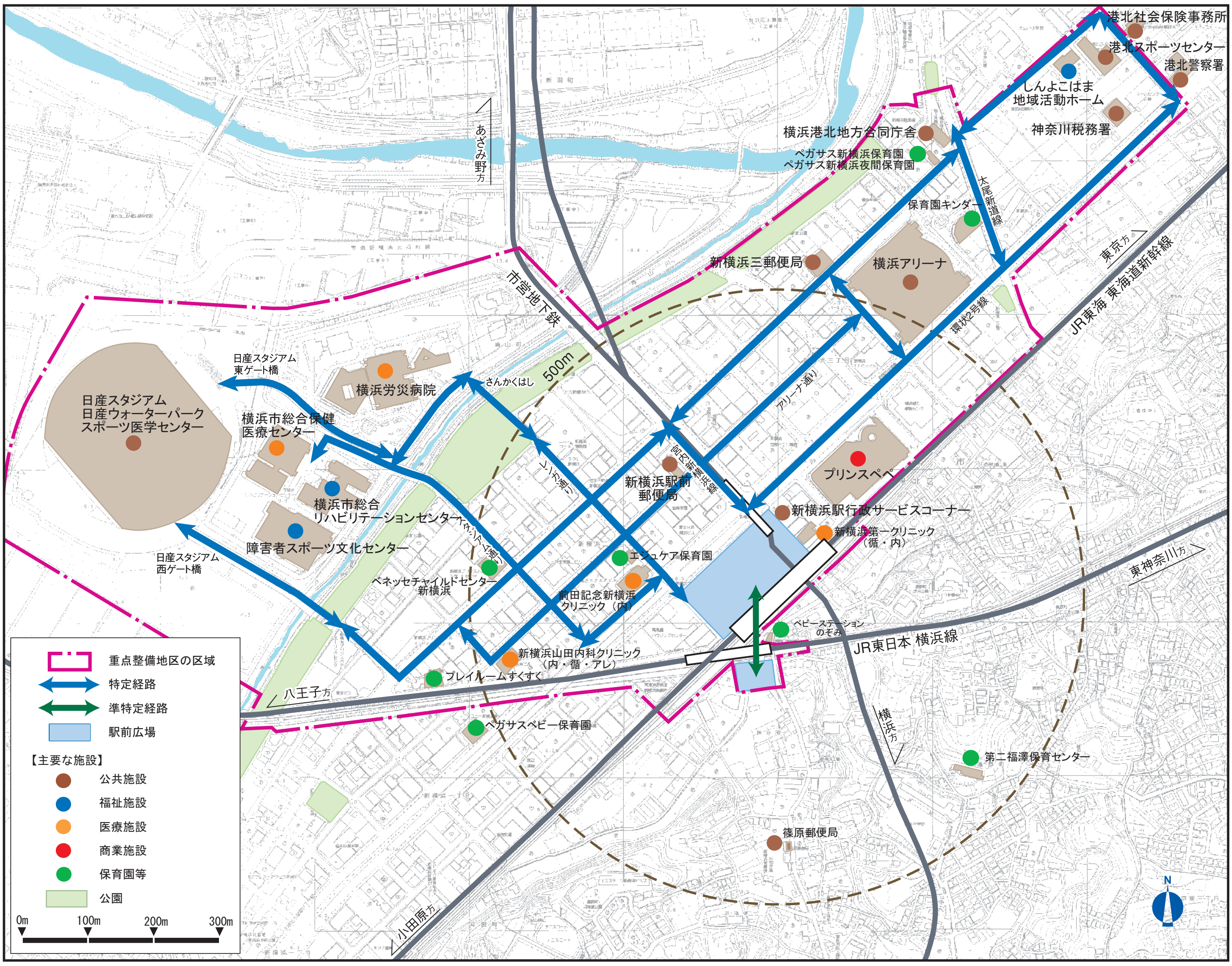

お問い合わせ　　横浜市道路局道路部施設課
〒231-0017　横浜市中区港町1-1　電話：045-671-2731　FAX：045-651-6527
ホームページ：http://www.city.yokohama.jp/me/douro/plan/bf/index2.html

R100 古紙パルプ配合率100％再生紙を使用

横浜市広報印刷物登録　第180030号　　類別・分類　C-JE080　　横浜市道路局道路部施設課　　平成18年9月発行